

大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

健康福祉部健康増進センター

1. 行動計画改定の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条により、大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を平成27年12月に策定し、対策を講じてきた。

しかし、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の医療体制や関係機関との連携、市民への情報提供・共有のあり方等、新たな課題が明らかになった事により、改定するものである。

2. 市行動計画の位置づけ

国:政府行動計画 (特措法第6条) 令和6年7月改定

県:県行動計画 (特措法第7条) 令和7年3月改定

市:市行動計画 (特措法第8条) **令和8年6月改定**

3. 計画期間

令和8年度～令和14年度

○国・県の計画期間に合わせ、概ね6年間。

○市行動計画の見直しは、適時適切に行う。

4. 基本的な方針

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

5. 市行動計画の対策項目と横断的視点

7つの対策項目に対して、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまで発生段階ごとに取組を記している。

【対策項目】

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止
④ワクチン ⑤保健(現行計画では「医療」) ⑥物資
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

【発生段階】

- 準備期→新型インフルエンザ等の発生前の段階。
○初動期→国内で発生した場合を含め、世界でも新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。
○対応期→新型インフルエンザ等政府対策本部が設置された段階。

6. 対策7項目における準備期から対応期までの概要

①実施体制	
準備期	実施体制を構築するため、任意で新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を開催(全庁で取り組むための組織体制の編成、役割を実施するための人員調整、縮小可能な業務の整理)
初動期	市民の生命及び健康を保護するための対応として、国・県が対策部を設置した場合は、市も設置を検討し準備を始める。国が特措法第34条の規定により緊急事態宣言を発令した場合は市対策本部を設置し初動期における対策を迅速に実施する。
対応期	新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	新型インフルエンザ等が発生した際、市民に円滑な情報提供・共有や可能な限り双方向性のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うことが出来るよう準備する。双方向性のコミュニケーションの体制整備として、市における情報提供・共有、偏見や差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発を図る。
初動期 対応期	県から相談窓口設置の要請があった際は、体制の構築を図る。市民等の関心事項を整理しQ&Aにして関係部局に情報提供・共有をするとともに、WEBサイト等に掲載し市民等の不安の解消に努める。
③まん延防止	
準備期	確保された、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。
初動期	感染拡大のスピードやピークを抑制し医療体制等の整備を図るため時間を確保する。
対応期	市民生活や社会経済活動への影響を十分考慮しながら、感染予防対策に対して市民や事業者へ情報提供を行い協力を求める。
④ワクチン	
準備期	円滑な予防接種を実現するために、大曲仙北医師会等と連携し平時から予防接種に必要となる資材の確保・方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
初動期	準備期に立案した計画に基づき、接種会場・接種に携わる従事者の確保等接種体制の構築を図る。
対応期	構築した接種体制の構築に基づき迅速に接種できるようにするとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

⑤保健	
準備期	感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。
初動期	市民が、不安を感じ始める時期であり、国による新型インフルエンザ等の発生の公表後、市は迅速に対応できるようにし、感染拡大のリスクを低減するための周知を行う。
対応期	市は、県が実施する健康観察の協力要請が市にあった際には協力する。当該患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
⑥物資	
準備期	感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行う。
初動期 対応期	物資の流通状況を踏まえて、備蓄している感染症対策物資等の供給を検討し必要に応じて供給を調整する。
⑦市民生活・地域経済の安定の確保	
準備期	新型インフルエンザ等の発生時は、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があり、適切な情報提供・共有を行う体制と環境を整備する。
初動期	必要に応じて市民や事業者に対し、健康管理を徹底するとともに感染拡大防止に必要な対策等の準備を勧奨する。
対応期	心身への影響に関する施策や生活支援を要する者への支援、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定のため関係業界団体に要請や事業者に対する財政支援等を行う。

【実施体制のイメージ】

《新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議》

○準備期に設置
(新型インフルエンザ等未発生期に設置)
健康福祉部長、総合防災課長、
防災専門監、
健康増進センター所長 等
事務局:健康増進センター

《新型インフルエンザ等対策部》

○新型インフルエンザ発生 → 任意設置

部長 :健康福祉部長 副部長 :健康福祉部次長又は部長が 指名する職員
部員 :各部局長、総合防災課長、 防災専門監、健康増進センター 所長 等
事務局:健康増進センター

連携

《関係機関》

- ・大仙保健所
- ・大曲仙北広域市町村圏組合
- ・大曲仙北医師会
- ・大曲厚生医療センター
- ・秋田県薬剤師会大曲仙北支部

等

《新型インフルエンザ等対策本部》

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言
→ 速やかに設置

本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、教育長
本部員 : 各部局長、支所長 等
事務局 : 総務部総合防災課

連携